

女子美海外留学奨学金規程（大学院・大学（芸術学部）・短期大学部共通）

（目的）

第1条 本奨学金は女子美術大学大学院、芸術学部及び女子美術大学短期大学部に在学する学生の海外留学を奨励することを目的とする。

（名称）

第2条 名称を女子美海外留学奨学金という。

（資格）

第3条 奨学金を受けることができる者は、女子美術大学・女子美術大学短期大学部海外留学生に関する規程第3条に定める協定海外留学生又は認定海外留学生として留学する者とする。

（授与額）

第4条 奨学金の授与額は別表のとおりとし、原則として一括して授与する。

（申請）

第5条 第3条に該当し奨学金を希望する者は、所定の願書及び指定された書類に必要事項を記入し、所定の期日までに学長に提出するものとする。

2 引き続き奨学金を希望する場合は、年度毎に新たに申請しなければならない。

（選考と決定）

第6条 奨学生の選考は、国際交流委員会に諮り、研究科委員会又は教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

（受賞者数）

第7条 受賞者の人数は別表のとおりとする。

（授与の取消）

第8条 受賞者が第3条の資格を欠くと認められた場合、学長は奨学金の授与の取消を決定する。

（返済義務の免除）

第9条 本奨学金は返済を要しない。ただし、第8条により奨学金の授与が取り消された場合、受賞者に既に授与された奨学金の返済を求めることができる。

（他の奨学金との関係）

第10条 本奨学金の受賞者が他の奨学金を受けることを妨げない。

（事務）

第11条 本規程による奨学生の選考に関わる事務は、国際センターが行う。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、研究科委員会及び両教授会の議を経て理事会が決定する。

付 則

この規程は、平成19年12月20日から施行する。

別 表

	留学期間	授与額	受賞者数
大学院 芸術学部 短期大学部	4ヶ月以上1年以内	上限300,000円	国際交流委員会の議を経て決定する
	夏期休業期間内又は 春期休業期間内	上限100,000円	